

別表三の二付表 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、連結留保金額に対する税額のうち各連結法人の個別帰属額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「個別留保所得金額1」	別表四の二付表「56の②」の金額を記載します。 なお、次の場合には、それぞれ次の金額をこの欄の上段に内書として記載します。 (1) 各連結法人において法第81条の3第1項(法第62条の5第4項(適格現物分配に係る益金不算入額))の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に限り、(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)の規定の適用がある場合……別表四の二付表「12」の金額 (2) 各連結法人において平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成22年法律第50号)第2条第2項(法人税の特例)の規定の適用がある場合……別表十(七)「38」の金額のうち当該各連結法人に帰せられる金額	この場合、「14」の記載に当たっては、この内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。
「連結法人間配当等の当期支払額2」	その支払に係る基準日(その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。以下同じです。)にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該連結事業年度に支払う配当等の額(令第155条の23第1項(連結留保金額から控除する金額等))に規定する配当等の額をいいます。以下同じです。)を記載します。	
「連結法人間配当等の当期受取額3」	その支払に係る基準日にその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該連結事業年度に受け取る配当等の額を記載します。	
「当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)5」	法第81条の13第3項の規定の適用を受ける剰余金の配当又は利益の配当により減少する連結個別利益積立金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の減少額として帰せられる金額及び復興特別法人税の減少額として帰せられる金額6」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額4」+「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」+「同上に対する税額7」+「連結法人税個別帰属額計10」	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	の外書－「個別控除税額11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がマイナス(△)になる場合のその金額に、「連結復興特別法人税個別帰属額37」にマイナス(△)の金額の記載がある場合のその金額を合計した金額を記載します。	
「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税の負担額として帰せられる金額及び復興特別法人税の負担額として帰せられる金額 7」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「差引連結法人税個別帰属額 4」＋「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額 5」＋「同上に対する税額 7」＋「連結法人税個別帰属額計10」の外書－「個別控除税額11」－「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」により計算した金額がプラスになる場合のその金額に、「連結復興特別法人税個別帰属額37」にプラスの金額の記載がある場合のその金額を合計した金額を記載します。	
「別表一の二(一)「5」＋「7」及び「10の外書」のうち帰せられる金額 8」	措置法第68条の9第11項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)(同法第68条の9の2第7項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。)又は第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用がある場合には、次の規定に該当する場合の区分に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 措置法第68条の9第11項……別表一の二(一)「5」の金額から同条第1項から第3項まで又は同法第68条の9の2第1項若しくは第2項の規定により読み替えられた同法第68条の9第1項から第3項までの規定に係る部分の金額を控除して計算します。 (2) 措置法第68条の15第5項……別表一の二(一)「5」の金額から同項の規定の適用を受ける金額を控除して計算します。	
「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額 9」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額 1」の金額がプラスである場合の「算出連結法人税個別帰属額 2」の金額を記載します。	
「個別欠損金額に係る連結法人税個別帰属額 10」	「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「個別所得金額又は個別欠損金額 1」の金額がマイナス(△)である場合の「算出連結法人税個別帰属額 2」の	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	金額を記載します。	
「住民税額((8)又は(11)又は(12)のいずれか多い金額)×20.7%13」	次の場合に並び、それぞれ次により記載します。 (1) 連結親法人が措置法第68条の9第6項に規定する中小連結親法人に該当する場合 (8)又は(11)又は(12)のいずれか多い金額)×20.7% (2) (1)以外の場合 (8)又は(11)又は(12)のいずれか多い金額)×20.7%	
「適格合併等により増加した連結個別利益積立金額18」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した連結個別利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結個別利益積立金額19」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ連結個別利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結個別利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した連結個別利益積立金額を記載します。	
「個別帰属利益積立金差額21」	この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。 なお、「期末連結個別利益積立金額20」の金額がマイナス(△)である場合には、「同上の25%相当額16」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「16」の金額が25,000,000円、「20」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「21」に記載します。
「基準個別留保金額50」	「(14)－((24)、(49)又は0)」は、次の場合に並びそれぞれ次により記載します。 (1) 別表三の二の「15」、「16」又は「38」に記載した金額のうち、「15」の金額が最も多い場合 (14)－((24)、(49)又は0) (2) 別表三の二の「15」、「16」又は「38」に記載した金額のうち、「16」の金額が最も多い場合 (14)－((24)、(49)又は0) (3) 別表三の二の「15」、「16」又は「38」に記載した金額のうち、「38」の金額が最も多い場合 (14)－((24)、(49)又は0)	
「連結個別留保税額の計算」の「51」及び「52」	「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、連結親法人事業年度の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	

3 根拠条文

法 81 の 18①一、令 155 の 43